

公益社団法人日本栄養士会・一般社団法人日本在宅栄養管理学会
「在宅栄養専門管理栄養士」制度運営規程

(趣意)

第1条 この規程は、公益社団法人日本栄養士会（以下「日本栄養士会」という。）および一般社団法人日本在宅栄養管理学会（以下「日本在宅栄養管理学会」という。）「在宅栄養専門管理栄養士」制度規約（以下「制度規約」という。）第4条第3項、第6条第2項、第7条第3項、第8条第3項、第9条第2項および第10条第2項に基づき、在宅栄養専門管理栄養士制度の運営について定める。

(認定委員会)

第2条 制度規約第4条に定める認定委員会は、日本栄養士会および日本在宅栄養管理学会より若干名をもって組織する。

- 2 認定委員会委員は、制度規約第7条に定める研修小委員会または第8条に定める試験小委員会の委員を兼務する。
- 3 認定委員会の委員長は日本栄養士会より選任、副委員長は日本栄養士会および日本在宅栄養管理学会より1名ずつ選任する。
- 4 認定委員会委員長は、会務を総理する。委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代理する。

(認定条件)

第3条 制度規約第6条に定める認定条件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

- (1) 管理栄養士を取得後5年以上の実務経験を有し、日本栄養士会特定分野認定制度 日本在宅栄養管理学会認定「在宅訪問管理栄養士」を取得し、かつ在宅療養者に関わる栄養管理に通算3年以上従事していること。
- (2) 日本栄養士会および日本在宅栄養管理学会が指定する研修（以下、「在宅栄養専門研修」という。）の履修を必須とする。
- (3) 在宅療養者の栄養管理に関する実績として厚生労働大臣が定める特別食が必要と認めた者等へ医師の指示に基づき栄養管理を実施したうち、下記3分野を含め5症例を提出し、審査に合格すること。
①摂食嚥下機能低下、② 慢性腎臓病（CKD）、③ がん、なお、在宅訪問栄養食事指導実施・実践症例検討報告レポート内容と同様のものは認めない。
- (4) 在宅医療および関連する栄養分野の学術集会・地方会または関連する研究会等において、在宅栄養管理に関する筆頭発表又は筆頭論文を過去3年間のうち1回以上有すること。

(研修小委員会等)

第4条 制度規約第7条に定める研修小委員会委員の員数は、3名以上とする。

- 2 制度規約第8条に定める試験小委員会委員の員数は、3名以上とする。

(専門研修)

第5条 制度規約第7条に定める在宅栄養専門研修とは、講義・演習・実習を含める。

(認定試験)

第6条 認定委員会は、認定試験に受験申請のあった者に対し、申請書類をもって書類審査を実施する。

- 2 認定試験は、認定試験受験資格を有し、認定試験受験に必要な書類を認定委員会に提出し、書類審査に合格した者に対して行う。
- 3 試験方法は、選択式問題（症例も含める）および 記述問題とする。
- 4 試験問題案の作成は、試験小委員会が行い、試験問題は認定委員会が調整して決定する。
- 5 試験問題の出題範囲は、到達目標の項目に準じる。
- 6 試験日は、原則的に毎年12月の第1日曜日とする。

(受験申請)

第7条 認定試験の受験申請に必要な書類は下記のものとする。

- (1) 受験申請書（様式1）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 管理栄養士の免許証（写し）
- (4) 在宅訪問管理栄養士認定証（写し）
- (5) 在宅栄養専門研修修了証
- (6) 受験申請料の払い込み受領証（写し）
- (7) 返信用封筒
- 2 受験を申請する者は、受験申請料として16,500円（税込）を納付しなければならない。
- 3 既納の受験申請料は、いかなる理由があっても返却しない。
- 4 受験申請に必要な書類は指定の期日までに日本栄養士会事務局へ到着するように郵送する。

(合否判定)

第8条 試験結果に基づき認定委員会が案を作成し、日本栄養士会および日本在宅栄養管理学会理事会が合否を決定する。

- 2 合否は総得点による判定とする。
- 3 合格発表は、日本栄養士会からの通知をもって行う。

(認定登録)

第9条 認定試験に合格した者は、在宅栄養専門管理栄養士として登録申請を行うことができる。

- 2 認定登録を申請しようとする者は、下記の書類を指定の期日までに日本栄養士会事務局に提出しなければならない
- (1) 認定登録申請書
- (2) 認定登録料の払い込み受領証（写し）

- 3 登録を申請しようとする者は、登録料として 16,500 円（税込）を納付しなければならない。
- 4 既納の登録料は、いかなる理由があっても返却しない。
- 5 認定登録されたものに対し、日本栄養士会は、認定証を交付する。交付日は、合否判定の年の 4 月 1 日付とする。

（資格更新）

第 10 条 制度規約第 10 条に定める資格更新は、別紙のとおりとする。

附則 本規程は、2021 年 3 月 21 日から施行する。

名称	在宅栄養専門管理栄養士
主学会	日本在宅栄養管理学会
認定期間	5年
更新料	22,000円（税込）
単位	30
注意事項1：更新に際し、在宅訪問管理栄養士認定資格と在宅栄養専門管理栄養士認定資格に共通のものについて、報告書は各々作成し提出すること	
必須要件	
必須要件1：在宅訪問管理栄養士の資格を有し、（公社）日本栄養士会会員及び（一社）日本在宅栄養管理学会正会員でなければならない	
必須要件2：初回更新時は、筆頭者として論文発表（査読あり）もしくは学術大会において筆頭者としての発表を2本以上行うこと	
必須要件3：複雑困難な症例※1に対する訪問栄養食事指導のレポートを2例以上行うこと	
必須要件4：表1の各分類（Ⅰ実践活動、Ⅱ自己研鑽、Ⅲ学術活動）より合計30単位以上の取得あること（在宅栄養管理学会関連の活動において15単位を必須とする）	
必須要件5：認定取得後（更新後）から次回更新までに更新研修を1回以上受講すること	
※1 表2参照	

表1 資格更新に必要な研究業績およびその単位数

分類	項目	内容	単位	証明資料 * 下記の①～⑤が記載されている部分を証明資料として提出する
Ⅰ 実践活動	在宅栄養支援に関わる地域活動	市町村等における委員会活動等 高齢者分野・障がい分野・小児分野	3	依頼文書(委嘱状や依頼状など) ①委員会名等 ②年月日 ③対象 ④概要 ⑤本人氏名 * 複数年にわたる同一の活動については1件とする
		地域活動の実践等 地域ケア会議・対象者への支援活動の企画運営・独自サービス・一般市民への栄養教育	3	依頼文書(委嘱状や依頼状など) ①活動名 ②実施年月日 ③対象 ④実践概要 ⑤本人氏名 * 複数年にわたる同一の活動については1件とする 依頼文書がない場合は、申請者本人が実施したことを所属長又は活動先の責任者の署名・捺印にて証明すること（書式自由。証明資料の余白に記載しても可） 署名・捺印がないものは無効
		同職種との連携活動 活動地域の管理栄養士の連携活動、在宅訪問栄養指導の普及啓蒙活動	3	
	講 師 研 修	在宅栄養専門管理栄養士としての講義	3	依頼文書(委嘱状や依頼状など) ①講義名 ②年月日 ③対象 ④概要 ⑤本人氏名 * 1テーマを複数回に分ける場合は1件とする
Ⅱ 自己研鑽	資 質 向 上	日本栄養士会生涯教育受講※2	上限5	1講義1単位とする。受講証明を提出する（受講テーマは指定しない）
		在宅栄養専門管理栄養士の専門研修受講		
Ⅲ 学術活動	会 学 ・ 会 等 講 ・ 演 研 会 究	日本在宅栄養管理学会学術集会・研修会の発表筆頭者	3	学会誌等の目次及び抄録の写し ①学会・研究会名 ②発表年月日 ③演題名 ④本人氏名 ⑤抄録
		関連学会発表の筆頭者	3	学会誌等の目次及び抄録の写し
		関連学会発表の共同研究者	1	①学会名 ②発表年月日 ③演題名 ④本人氏名 ⑤抄録
		講演、シンポジスト、パネリスト	5	依頼文書、講演の抄録のうち、写し1点 ①学会名 ②発表年月日 ③演題名 ④本人氏名
	専 門 学 術 誌 論 文 等 の 発 表 筆 筆	論文筆頭者 * 学術論文は関連学会※3の学術雑誌に、掲載されたもの（査読あり）	10	別刷、または写し1点 ①掲載雑誌名 ②出版年月 ③題名 ④本人氏名 ⑤内容（概要のわかる部分） * 依頼原稿において、コラムや感想といった内容は対象外
		論文筆頭者 * 学術論文は関連学会※3の学術雑誌に、掲載されたもの（査読なし）	3	
		共著者 * 学術論文は関連学会※3の学術雑誌に、掲載されたもの	1	
		依頼原稿など査読審査がないもの。 * 在宅栄養支援に関わる内容であること * 医療や介護に関係する商業専門雑誌：○ 新聞：×	2	

※2 表3参照

※3 関連学会：日本栄養士会、日本在宅栄養管理学会、日本栄養改善学会、食事療学会、日本臨床栄養学会、日本臨床栄養代謝学会、日本病態栄養学会、日本摂食・嚥下リハビリテーション学会、日本緩和医療連合学会、日本褥瘡学会、日本在宅医療連合学会、日本プライマリ・ケア連合学会、日本在宅ケアアライアンス

表2 困難事例の定義
困難事例の表現には、「困難事例」「対応困難事例」「サービス提供困難ケース」「支援困難事例」「支援困難ケース」「援助困難ケース」など様々である。地域共生社会において、個人を取り巻く環境の変化や多様化、複雑化により、複合的なニーズに柔軟に対応できない人が増えてきている。その背景に社会の変化、個人の価値観、ライフスタイルの多様化などが挙げられる。個人の環境が複雑かつ支援が困難なケースを困難事例とし、事例のもつ特性を「本人の状況」「家族・世帯の状況」と分類し示した。※4
事例のもつ特性による分類
本人の状況 ☐認知症のある事例 ☐独居・日中独居高齢者 ☐医療依存度の高い事例 ☐在宅ターミナル期の事例 ☐複数の疾患を合併した事例 ☐本人に精神障害がある ☐状態の変動がある ☐不衛生な居住環境である 家族・世帯の状況 ☐キーパーソンがいない ☐介護力不足である ☐家族の介護協力が得られない ☐家族のサービス受け入れ拒否がある ☐高齢者世帯 ☐虐待（疑い）がある事例 ☐要介護者・介護者双方に疾患をもつ事例 ☐家族に精神障害がある ☐家族からの苦情が多い ☐家族内の意見の不一致がある ☐家族関係の悪化した事例 ☐経済的問題がある 参考資料）・厚生労働省第三回地域共生社会推進検討会資料（令和元年6月13日）・ケアマネジメント困難事例集（支援が困難と感じたときのヒント H22.3 世田谷区地域福祉介護保険課

表 3 日本栄養士会生涯教育制度研修項目一覧		
1. 専門職としての役割と倫理綱領	専門職としての役割と倫理綱領	
2. 食と栄養に関する基礎知識	健康づくりのための身体活動基準・指針	
	第4期特定健診・特定保健指導	
	食事摂取基準	
	重症患者の栄養療法ガイドライン	
	食品表示制度	
	栄養（食物）と医薬品の影響	
	栄養素の消化と吸収（代謝）	
3. 食事管理プロセス	食事管理プロセス	
4. 栄養ケアプロセス	総論	
	各論	医療編
		福祉編
		学校編
		在宅編
		集団栄養指導
		個人栄養指導
5. 地域連携（多職種連携）・在宅支援	総論	
	急性期	
	回復期	
	生活期（老健）	
	在宅	
6. リスクマネジメント	給食管理	
	栄養管理（医療施設版）	
	栄養管理（福祉施設版）	
	栄養管理（保育・児童）	
	食物アレルギーに関する基礎知識	
	JDA-DATとは／災害支援の実例	
7. 非常時の緊急体制	JDA-DATとは／災害支援の実例	
8. 調査研究	調査研究	
9. 関連法規	関連法規	